(お知らせ)

28.7.29

U-125航空事故に関する航空事故調査結果について

1 事故の概要

- (1) 発生日時:平成28年4月6日(水)14時35分頃
- (2) 発生場所: 鹿児島県鹿屋市高隈山系御岳山頂東側760メートル (海上自衛隊鹿屋航空基地の北約10キロメートル)
- (3) 事故機の機種等: U-125(49-3043号機)
- (4) 経過概要
 - ア 事故機は、海上自衛隊鹿屋航空基地での定期飛行点検のため、4月6日8時49分に 入間飛行場を離陸し、鹿屋飛行場周辺に到達後、午前中に計画した飛行点検を終了し、 12時06分に同飛行場に着陸した。
 - イ 燃料補給後の13時15分、同飛行場を離陸し、残りの飛行点検としてTACAN(戦術航法装置)点検を実施し、14時31分にTACAN点検項目の1つであるアライメント・オービット点検を開始した。
 - ウ 同点検において、鹿屋TACANから距離6マイルを維持しつつ、途中で高度を2,500フィートから3,000フィートに変更して、反時計回りの周回飛行を実施していたところ、14時35分頃に鹿屋ターミナル管制所のレーダー画面上から機影が消失した。
 - エ 4月7日(木)に陸上自衛隊の捜索隊が高隈山系御岳山頂東側の山腹で事故機を発見した。また、4月8日(金)午前までに搭乗員6名全員を収容し、全員の死亡が確認された。

2 事故の原因

本事故は、事故機が飛行点検中に経路上の山腹に衝突したものである。

事故の原因は、事故機が山腹に衝突するまで鹿屋TACANから距離6マイル、高度3,

000フィートで飛行を継続したことである。

その要因は、事故機機長が飛行点検経路上の山の標高を誤認識し、また事故機副操縦士もその誤認識に気付かなかったこと、2,500フィートから3,000フィートに高度を変更した以降、雲に接近して、または入って視界が遮られる状況になっていたこと、GPWS(対地接近警報装置)が作動しているにもかかわらず適切な対応をとらなかったことと認められる。

また、事故に至った背景には、不十分な監督指導があったものと認められる。

- 3 事故防止方法に関する意見
 - (1) 航空法等、関連法規の厳守
 - (2) 綿密な飛行計画の策定
 - (3) 警報に対する的確な対処
 - (4) 各級指揮官の厳格な監督指導
 - (5) 情報共有体制の整備
 - (6) ヒューマン・ファクターズ教育の推進

事故機の衝突約5分前からの飛行経路等

